

会社の年次申告義務

台湾に設立登記された会社は、毎年 3 月 1 日から 3 月 31 日までの間に会社の役員（負責人）および主要株主に関する情報を申告しなければなりません。

背景説明

2018 年より、《マネーロンダリング防止法》および《会社法》第 22-1 条の規定に基づき、台湾に設立登記されたすべての会社は、毎年会社の代表者および主要株主に関する情報を申告する義務があります。国内会社は毎年 3 月 1 日から 3 月 31 日までの期間に「会社役員（負責人）及び主要株主情報を申告プラットフォーム」を通じて、会社の取締役、監査役、經理人、ならびに発行済株式総数または資本金総額の 10% 以上を保有する株主の資料を申告しなければなりません。

正確な申告を通じて、主管機関が潜在的な財務不法行為を検出することを助け、会社の透明性を高め、《マネーロンダリング防止法》および《会社法》の関連規定の遵守が求められております。

法的根拠

《会社法》第 22-1 条第 1 項の規定によれば：「会社は毎年定期的に取り締役、監査役、經理人および発行済株式総数または資本金総額の 10% 以上を保有する株主の姓名または名称、国籍、生年月日または設立登記年月日、身分証明書番号、保有株式数または出資額、その他中央主管機関の指定する事項をオンライン方式により中央主管機関が構築または指定する情報プラットフォームに申告しなければなりません。その内容に変更があった場合、変更後 15 日以内に申告しなければなりません。ただし、一定の条件に該当する会社については適用されません。」なお申告期間は毎年 3 月 1 日から 3 月 31 日です。

申告対象となる会社形態

- 有限公司（有限会社）
- 股份有限公司（株式会社）

申告対象となる会社の人員

会社は以下の人員に関する情報を申告する必要があります。

- 董事（取締役）
- 監察人（監査役）
- 經理人（ジェネラルマネージャー）
- 主要株主（発行済株式総数または資本金総額の 10% 以上を保有する者）

申告免除となる会社

次の 2 種類の会社のみが本申告義務を免除される：

1. 国営事業：政府が 50% 以上出資し、直接管理する会社。
2. 上場（または店頭公開）会社：すでに公開市場へ定期的に取り締役、監査役、經理人および主要株主（10% 以上保有）の月次報告を行っている会社。

また、会社が同年 1 月 1 日から 3 月 31 日の間に法定登記事項の変更を行っている場合、3 月 1 日から 3 月 31 日の年度申告を改めて行う必要はありません。

外国会社は申告不要

外国会社は台湾《会社法》に基づき設立された会社ではないため、台湾では分公司（支店）または辦事處（事務所）のみを設置するにすぎません。《会社法》第

377 条により第 22-1 条は準用されないため、外国会社（支店および事務所を含む）は上記情報を申告する必要はありません。

申告資料の範囲

申告すべき人員の資料は以下を含れます。

- 自然人または法人の名称
- 国籍
- 生年月日または設立登記日
- 身分証番号または統一番号
- 株主の保有株式数または出資額
- その他中央主管機関の指定する事項

申告期限

毎年 3 月 1 日から 3 月 31 日までとなります。

会社は毎年申告資料を提出し、会社の経営陣および主要株主の情報が正確であることを確認しなければならない。前回の申告以降変更がない場合、前回の資料を直接インポートして確認・提出することができる。

また、新規設立した会社は設立登記後 15 日以内に初回申告を行わなければならない。

その他の法定変更事項

会社において役員や法定登記事項に変更があった場合は、変更発生日から 15 日以内に申告を行う必要があります。

当該変更申告がすでにその年の 1 月 1 日から 3 月 31 日の間に行われており、3 月 31 日までに他の変更がなければ、その年度 3 月 31 日までの申告義務を再度行う必要はありません。

罰則

《会社法》第 22-1 条第 4 項の規定によれば：「規定に従って申告を行わなかった場合、または虚偽の資料を申告した場合、中央主管機関が期限を定めて是正を通知し、その期限内に是正しないときは、会社を代表する取締役に対して新台幣ドル 5 万元以上 50 万元以下の罰金が科されます。再度期限を設けて是正を通知してもなお是正しない場合、是正されるまで回ごとに新

台湾ドル 50 万元以上 500 万元以下の罰金が科されます。また状況が重大な場合は、会社登記が抹消されます。」

よって、申告義務を期限内に履行するため、毎年 3 月初めには早めに手続きを行うことが推奨されます。

結論

会社の法令遵守に関わる申告規定は複雑である場合があり、当チームでは政府のプラットフォームへの代理申告サービスも提供しております。必要な際はぜひご連絡ください。

連絡先



沈嘉文 協理

Wendy Shen

Director

T +886 2 2789-0887 内線 1175

E wendy.shen@tw.gt.com



横山 憲夫

Japan Desk 代表

日本公認会計士

T +886 2 2789-0887 内線 1355

E norio.yokoyama@tw.gt.com

www.grantthornton.tw